

議案第 48 号

行田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
行田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年条例第３８号）の
一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「
第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

第２条中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に
改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

議案第 49 号

行田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市税条例の一部を改正する条例

行田市税条例（昭和２５年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２７条の６第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第２９条の２第１項ただし書中「及び第２９条の３の３第１項」を「並びに第２９条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第２９条の３の２第１項第２号中「除き、合計所得金額」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（合計所得金額」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第２９条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第１６条第１項第１号に規定する者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第３５条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第16条第1項第1号に規定する者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第47条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第2条中「平成30年度から令和9年度まで」を「平成30年度以後」に改める。

附則第3条の3第1項中「平成22年度から令和20年度まで」を「平成22年度から令和25年度まで」に、「平成21年から令和7年まで」を「平成21年か

ら令和１２年まで」に改める。

附則第３条の４中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第５条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１５条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第４７条の改正規定及び附則第３条の規定 令和９年４月１日
- (2) 第２７条の６第２項の改正規定並びに附則第３条の４の改正規定、附則第５条の２の改正規定及び附則第１５条の２の改正規定並びに次条第３項の規定 令和１０年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 前条本文による改正後の行田市税条例第２９条の３の３第１項及び第２項

の規定は、前条本文に規定する施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第１項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の行田市税条例第２９条の３の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- ２ 前条本文による改正後の行田市税条例附則第３条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の行田市税条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の行田市税条例第47条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 5 0 号

行田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市印鑑条例の一部を改正する条例

行田市印鑑条例（昭和 6 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。

議案第 5 1 号

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 26 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 3 中「第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例

行田市学童保育室保育料に関する条例（平成２９年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表備考１中「第５条の４第６項、第５条の４の２第６項」を「第５条の４第５項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

行田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

建築基準法施行令の一部を改正する政令による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市手数料条例の一部を改正する条例

行田市手数料条例（平成１２年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「 を

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1件につき 27,000円
建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1件につき 27,000円

」

「 に

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第11項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1件につき 27,000円
建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1件につき 27,000円

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

行田市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方自治法の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条
例の一部を改正しようとするものである。

行田市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

行田市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成３０年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

議案第 55 号

行田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方自治法の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

行田市水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

議案第 56 号

行田市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方自治法の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市監査委員条例の一部を改正する条例

行田市監査委員条例（平成３年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

議案第 57 号

字の区域変更について

行田市内の字の区域を別紙変更調書のとおり新たに画することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

鴻巣行田土地改良区による土地改良事業の施行により、道路、水路が完備されたことに伴い、従前の字界では、行政遂行上及び土地の維持管理上支障があるので、換地処分後の整備された道路界、水路界をもって、字の区域を新たに画するものである。

別紙

変 更 調 書

大字埼玉字杉原通に編入する区域

大字広田字向領 1 4 8 4 の 2、1 4 8 5 の 2、1 5 0 5 の 2、1 5 0 6 の一部、
1 5 2 6 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

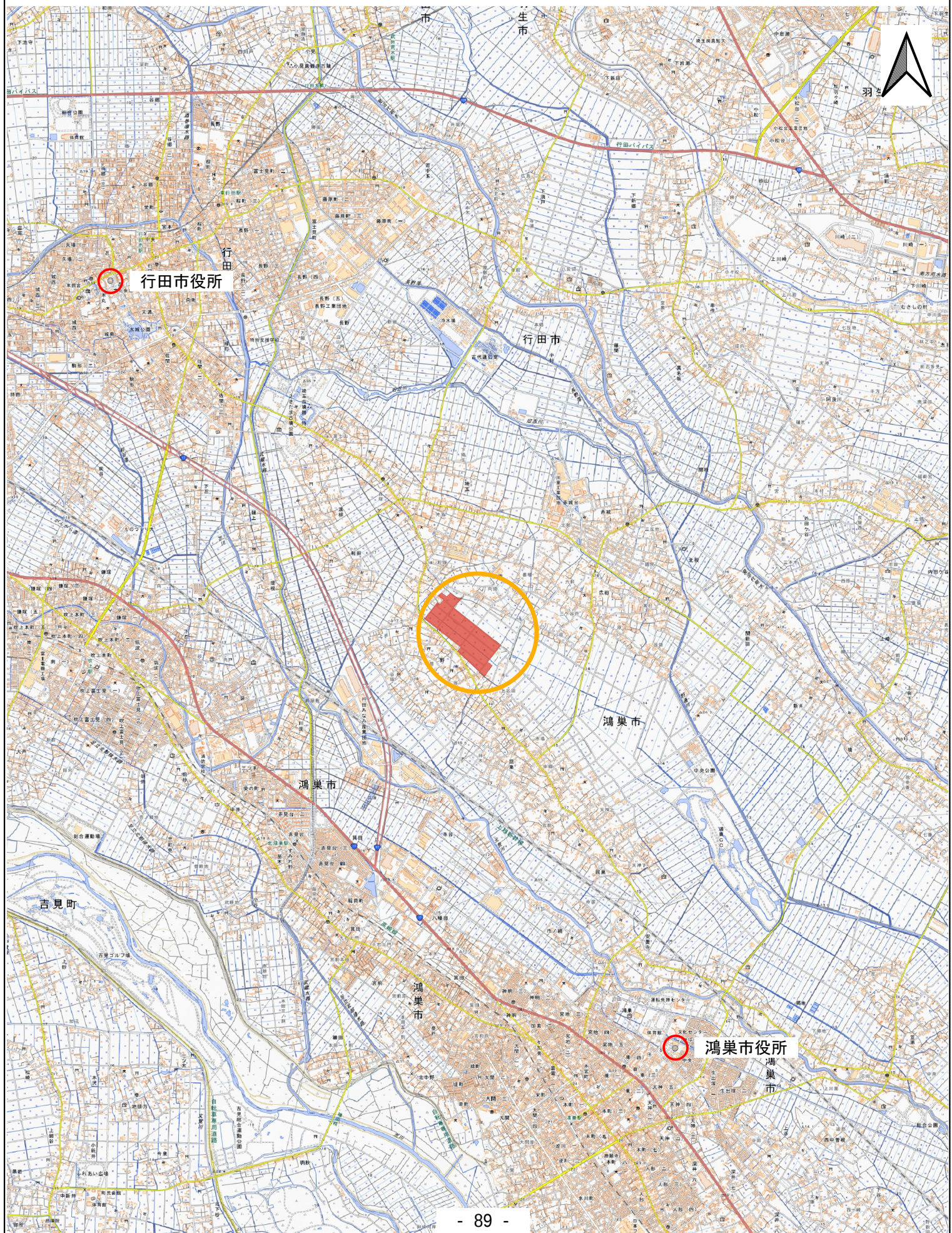
大字野字中島に編入する区域

大字広田字向領 1 5 0 6 の一部、1 5 0 7 から 1 5 1 1 まで、1 5 1 3 から 1
5 2 0 まで、1 5 2 2、1 5 2 3、1 5 2 5、1 5 2 6 の一部、大字埼玉字杉
原通 4 3 7 8 の一部、4 3 7 9 から 4 3 9 6 まで、4 3 9 7 から 4 3 9 9 まで
の各一部、4 4 0 0 から 4 4 0 7 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、
水路である公有地の全部並びに大字野字中島 5 0 から 5 5 まで、5 6 の 1 から
5 6 の 3 まで、5 7 から 6 0 まで、2 1 2 から 2 2 0 までの地先の道路である
公有地の一部

(令和 8 年 2 月 1 0 日調査)

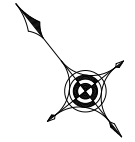
県営土地改良事業 鴻巣・行田地区 位置図

縮尺 1 : 50000



県営土地改良事業 鴻巣・行田地区（行田市）

区域明細図



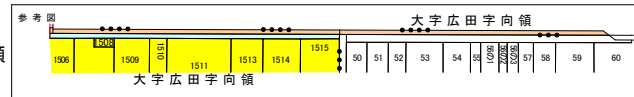
縮尺 1:1000

凡	例
-----	行政界
-----	旧大字界
-----	旧字界
-----	新大字界
	道路
	水路
	大字埼玉杉原通に編入する区域
	大字野字中島に編入する区域

鴻 巣 市

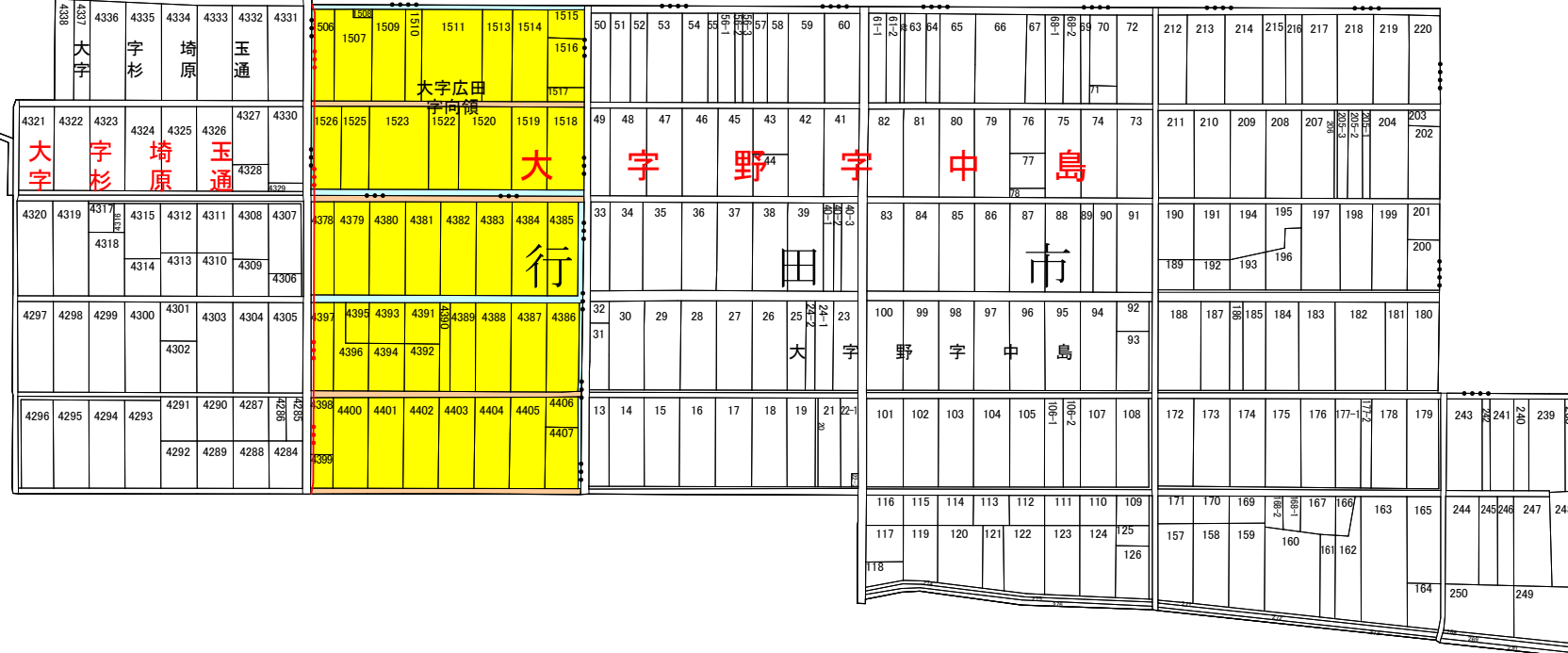
（事業地区内）

大字 広 田 字 向 領



大字 広 田 字 向 領

大字 広 田 字 向 領



事業名	県営土地改良事業
地区名	鴻巣・行田地区
図面名称	区域明細図
図面番号	No. 1
縮尺	1:1000

議案第 58 号

災害対応特殊救急自動車の取得について

災害対応特殊救急自動車を次のとおり取得することについて、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定により議決を求める。

- | | | | | | |
|---|---|---|-------------|---|------------------|
| 1 | 品 | 名 | 災害対応特殊救急自動車 | | |
| 2 | 数 | 量 | 1 台 | | |
| 3 | 取 | 得 | 方 | 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取 | 得 | 金 | 額 | 金 32, 197, 000 円 |

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2, 927, 000 円

- | | | |
|---|--------|------------------------|
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県鴻巣市新宿 2 丁目 176 番地 2 |
| | | 埼玉トヨタ自動車株式会社 熊谷南店 |
| | | 店長 越 智 将 嗣 |

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

参 考 資 料

災害対応特殊救急自動車取得概要

1. 品 名 災害対応特殊救急自動車
2. 規 格 トヨタ救急車 ハイメディック TRH226S - QFTDK - H
3. 取得台数 1 台
4. 納入場所 行田市消防本部
5. 配備箇所 行田市消防署本署
6. 取得理由 行田市消防署本署に現在配備されている災害対応特殊救急自動車は、平成 28 年度に購入され、10 年が経過し老朽化していることから、車両を更新し配備するもの。

7. 設備概要

(1) 主な仕様

- ① エンジン ガソリンエンジン（水冷 4 サイクル）
- ② 総排気量 2, 6 9 3 C C
- ③ 乗車定員 7 名
- ④ その他仕様
 - ・ 4 輪駆動
 - ・ カーナビゲーション
 - ・ E T C
 - ・ ドライブレコーダー
 - ・ バッテリー自動充電装置
 - ・ 赤色警光灯
 - ・ 電子サイレン
 - ・ 作業灯
 - ・ 電動式ストレッチャー及び架台
 - ・ 酸素ボンベ収納庫及び酸素吸入器

物 品 売 買 仮 契 約 書

1 品名、規格及び数量

- (1) 品 名 災害対応特殊救急自動車
- (2) 規 格 トヨタ救急車 ハイメディック TRH226S - QFTDK - H
- (3) 数 量 1 台

2 契約金額 金 32,197,000 円

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 金 2,927,000 円

3 納入期限 令和9年1月29日まで

4 納入場所 行田市消防本部

5 契約保証金 行田市契約規則第5条第3号の規定により免除

6 その他の特定条件

この仮契約は、行田市議会の議決を経たときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。

ただし、この仮契約が市議会で否決されたときは、無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

上記物品の売買契約について、発注者 行田市 と 受注者 埼玉トヨタ自動車株式会社 熊谷南店 とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年5月8日

埼玉県行田市本丸2番5号
発注者 行 田 市
行田市長 行 田 邦 子

埼玉県鴻巣市新宿2丁目176番地2
受注者 埼玉トヨタ自動車株式会社 熊谷南店
店 長 越 智 将 嗣

入 札 結 果

1 入札年月日 令和8年4月28日

2 予 定 価 格 31,817,000円 (事前公表)

入 札 参 加 業 者	第 1 回	
	入 札 額 (円)	順位
埼玉トヨタ自動車株式会社 熊谷南店	29,270,000円	1
株式会社モリタ 東京支店	31,817,000円	2

- ・ 予定価格は消費税及び地方消費税の額を控除した額である。
- ・ 入札額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の
申込に係る金額である。

3 取 得 方 法 一般競争入札

議案第 59 号

高度救命処置用資機材の取得について

高度救命処置用資機材を次のとおり取得することについて、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定により議決を求める。

- | | | | | | |
|---|---|---|------------|---|----------------|
| 1 | 品 | 名 | 高度救命処置用資機材 | | |
| 2 | 数 | 量 | 1 式 | | |
| 3 | 取 | 得 | 方 | 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取 | 得 | 金 | 額 | 金 22,616,000 円 |

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,056,000 円

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 5 | 契約の相手方 | 東京都豊島区駒込一丁目 14 番 9 号 |
| | | エイバン商事株式会社 |
| | | 代表取締役 武内 淳一 |

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

参 考 資 料

高度救命処置用資機材取得概要

1. 品 名 高度救命処置用資機材
2. 数 量 1 式
3. 納入場所 行田市消防本部
4. 取得理由 行田市消防署本署に現在配備されている災害対応特殊救急自動車の資機材は、平成28年度に購入され、10年が経過し老朽化していることから、車両とともに資機材を更新し配備するもの。
5. 資機材構成
 - (1) 人工呼吸器
 - (2) 吸引機
 - (3) 気道確保用資機材
 - (4) 自動体外式除細動器資機材
 - (5) 輸液用資機材
 - (6) 多機能一体型監視装置
 - (7) その他

物 品 売 買 仮 契 約 書

1 品名、規格及び数量

- (1) 品 名 高度救命処置用資機材
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 1 式

2 契約金額 金 22,616,000 円

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 金 2,056,000 円

3 納入期限 令和9年1月29日まで

4 納入場所 行田市消防本部

5 契約保証金 行田市契約規則第5条第3号の規定により免除

6 その他の特定条件

この仮契約は、行田市議会の議決を経たときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。

ただし、この仮契約が市議会で否決されたときは、無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

上記物品の売買契約について、発注者 行田市 と 受注者 エイバン商事株式会社 とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年5月8日

埼玉県行田市本丸2番5号
発注者 行 田 市
行田市長 行 田 邦 子

東京都豊島区駒込一丁目14番9号
受注者 エイバン商事株式会社
代表取締役 武 内 淳 一

入 札 結 果

1 入札年月日 令和8年4月28日

2 予 定 価 格 20,907,000円 (事前公表)

入 札 参 加 業 者	第 1 回	
	入 札 額 (円)	順位
エイバン商事株式会社	20,560,000円	1
日本船舶薬品株式会社 関東営業所	20,600,000円	2

- ・ 予定価格は消費税及び地方消費税の額を控除した額である。
- ・ 入札額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込に係る金額である。

3 取 得 方 法 一般競争入札

議案第 6 0 号

行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式の取得について

行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式を次のとおり取得することについて、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 1 号）第 3 条の規定により議決を求める。

- | | | | | | |
|---|---|---|------------------------------|---|-------------------------|
| 1 | 品 | 名 | 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式 | | |
| 2 | 数 | 量 | 5, 7 6 0 台 | | |
| 3 | 取 | 得 | 方 | 法 | 随意契約 |
| 4 | 取 | 得 | 金 | 額 | 金 2 7 4, 0 3 2, 0 0 0 円 |

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2 4, 9 1 2, 0 0 0 円

- | | | |
|---|--------|-----------------------------|
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目 4 5 番地 1 |
| | | リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部 |
| | | 埼玉支社公共文教営業部 |
| | | 部長 細沼 克弘 |

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

参 考 資 料

行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式取得概要

1. 品 名 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式
2. 規 格 ChromeOS 端末
3. 取得台数 5, 7 6 0 台
(内訳)

区分	小学校分	中学校分	計
学習者用	3, 3 8 4 台	1, 9 8 9 台	5, 3 7 3 台
教職員用	2 2 5 台	1 5 9 台	3 8 4 台
教育委員会用	—	—	3 台
計	3, 6 0 9 台	2, 1 4 8 台	5, 7 6 0 台

4. 納入場所 行田市内小中学校 2 0 校及び行田市教育委員会事務局
5. 納入期限 令和 8 年 1 0 月 3 1 日
6. 取得理由 国が進める G I G A スクール構想に基づき、令和 2 年度に導入したタブレット端末を更新するもの。
7. 契約方法 (1) 学習者用タブレット端末

公立学校情報機器整備事業に係る 1 人 1 台の学習者用タブレット端末の調達については、「G I G A スクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」(令和 6 年文部科学省) において、原則として都道府県の共同調達によることとされている。そのため、「埼玉県共同調達会議」が実施した一般競争入札において落札したリコージャパン株式会社と本市の間で地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結する。

(2) 教職員用及び教育委員会用タブレット端末

教職員用及び教育委員会用端末については、共同調達の対象外であるが、学習者用タブレット端末を運用する上で、同規格の端末を同時期に納入する必要があることから、学習者用タブレット端末の落札者であるリコージャパン株式会社と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結する。

物 品 売 買 仮 契 約 書

1 品名、規格及び数量

- (1) 品 名 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式
- (2) 規 格 ChromeOS 端末
- (3) 数 量 5,760台

2 契約金額 金 274,032,000 円

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 金 24,912,000 円

3 納入期限 令和8年10月31日まで

4 納入場所 行田市立東小学校以下21箇所

5 契約保証金 行田市契約規則第5条第3号の規定により免除

6 その他特定条件

この仮契約は、行田市議会の議決を経たときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。

ただし、この仮契約が市議会で否決されたときは、無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

上記物品の売買契約について、発注者行田市と受注者リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部埼玉支社公共文教営業部とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年5月14日

埼玉県行田市本丸2番5号
発注者 行 田 市
行田市長 行 田 邦 子

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目45番地1
受注者 リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部
埼玉支社公共文教営業部
部長 細沼 克弘